

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人クロサワ育成財団（以下、「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金

広く一般社会の不特定多数の人々から、常時募集活動を行うことにより受領する寄附金。

(2) 特定寄附金

広く一般社会の不特定多数の人々から、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金。

(3) 特別寄附金

前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 この法人は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款4条の公益目的事業に使用することとして募集するものとし、残りについては法人会計に充てることができるものとする。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由等を定めた趣意書を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めるものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(趣意書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて趣意書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の交付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1

項による趣意書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係わる結果の報告)

第7条 この法人は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、広報誌もしくはホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 この法人は、個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2 前項の寄附金について、寄附者から資金使途及び管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄附金が次の各号に該当する場合、若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体が、その寄附により特別の利益を受ける場合。
 - (2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
 - (3) 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。

(情報公開)

第9条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が統括処理する。

附則

- 1 この規程は、平成 29 年 9 月 20 日から適用する。
- 2 この規程の第 9 条の適用については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の規定に基づいて、公益財団法人の認定を受けた日から施行する。